

大阪市住之江区とNPO法人まち・すまいづくりとの  
パートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「住之江区」という。）とNPO法人まち・すまいづくり（以下「まち・すまいづくり」という。）は、つぎのとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、2者が包括的な連携のもと、相互に協力し、住之江の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 2者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）住之江の文化・歴史を踏まえたブランディングに関する事
- （2）食生活や長寿など区民の健康づくりに関する事
- （3）国内外の観光客へ「住之江」の地域文化を発信する物産の開発に関する事
- （4）こども・教育に関する事
- （5）地域の活性化に関する事
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（禁止事項）

第3条 まち・すまいづくりが取組を行うに当たっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、2者のいずれからも改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 住之江区及びまち・すまいづくりは、連携事項の検討・実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（協定の解除）

第6条 事業の実施にかかり、住之江区及びまち・すまいづくりが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、前条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- （1）政治的行為を行ったと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- （3）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する

場合

(4) その他区長が認める場合

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、2者が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年7月3日

NPO法人 まち・すまいづくり

理事長 **竹村 伍郎**

大阪市住之江区役所

住之江区長 **高橋 英樹**